添付２号様式

学　　則

１　研修の目的
介護業務に従事する介護員の養成を図り、介護職に従事する者及びそれを希望する者への知識と技術の付与、高齢化社会への対応及び求職者の就職促進の一助を目的とする。

２　研修の名称
研修の形式により、次のとおりとする。
・介護職員初任者研修

３　研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員（人）	受講料（円）	受講対象者
留萌市	昼間	8ヶ月	5ヶ月	15名	65,000円 （センター会員60,000円）	一般

４　受講手続
(1) 募集時期
開講日の90日前から募集し、10日前又は定員に達し次第締め切る。

(2) 受講料納入方法
原則申込締切日までに納入する。
ただし、やむを得ない事情により締切日までに納入することができない場合には、研修期間内において後納を認める。

(3) 受講料返還方法
申込締切後の受講料は返還しないこととする。
ただし、講座開催が中止となった場合は全額返還する。

５　カリキュラム
学則別紙１のとおりとする。

６　主要テキスト
介護職員初任者研修テキスト　(株)ＱＯＬサービス　発行

７　修了認定
(1) 出欠の確認方法
各講習日登校時に、受講者本人の署名により出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法
「こころとからだのしくみと生活支援技術」では、介護技術の習得状況を各講師が介護技術の習得状況を各講師がＡＢＣＤの４区分によって評価をする。（Ａ：的確に習得している、Ｂ：概ね習得している、Ｃ：やや習得している、Ｄ：理解不足である。）Ｄ評価の場合は、補講を実施し再評価する。

(3) 修了の認定方法
研修教科のすべてに出席しなければならない。但し、欠席した教科について講義はレポート提出、実技においては当該講師の補講を受け出席とみなす。
「こころとからだのしくみと生活支援技術」ついては、各項目の評価がＡＢＣのいずれかの評価を得ている者が修了時の筆記試験を受けることができる。

修了時の筆記試験は、１００点満点中６０点以上の者を合格とする。６０点に満たない者については、再度筆記試験を実施する。

(4) 修了証明書

修了が認定されたものには、学則別紙２の修了証明書を交付する。

8　補講の取扱い

やむを得ない理由により欠席した時間等については次のとおりとする。
学科については当該教科の担当講師指示によるレポート提出にて出席を満たすとする。
実技については当該講師の補講を実施し出席と認める。ただし、一科目 2,000 円を自己負担とする。

9　退学規定

(1)受講者が退学しようとする時は、所定の退学届を提出すること。
(2)受講者が次の要件に該当するときは、退学を命ずることがある。この場合の通知は書面によるものとする。
・当協会の定める諸規定を守らず、又は次の行為に該当する場合。
ア　性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
イ　学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。
ウ　正当な理由がなくして出席が常でない者。
エ　研修の秩序を乱している者。
オ　通学における出席状況が全体の 80％未満であるもので、修了の見込みがないと認められる者。

10　講師

添付３号様式「講師一覧」のとおりとし、一講師６項目を限度として講義を行う。

11　実習施設

添付５号様式「実習施設一覧」のとおりとする。

12　その他

この学則は、平成 25 年 12 月 19 日から施行する。
この学則は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。
この学則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
この学則は、令和 1 年 8 月 30 日から施行する。
この学則は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。
この学則は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。
この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。